

[事案 25-133] 契約解除取消等請求

・平成 26 年 3 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

給付金等の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことを不服として、解除の取消しと給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 2 月に肺がん治療のために入院・手術を受けたことから、平成 22 年 5 月に契約したがん保険にもとづき給付金等を請求したところ、保険会社から告知義務違反を理由に契約解除され、給付金等も不支払となった。告知時の状況について、以下の理由から、不支払は不当であるので、解除を取り消して、給付金等を支払ってほしい。

(1)平成 22 年 3 月の健康診断によると、右肺中葉に 3~5mm の影があるとのことだが、肉眼ではどこにあるか分からないほどであるので、大丈夫だと思った。

(2)医師からは肺がんの疑いとは言われていない。

(3)医師は、平成 22 年 3 月の検査では異常陰影等とは言っていなかったのに、後に書かれた書面で異常陰影と書かれてしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、平成 22 年 3 月の健康診断の結果、右肺中野に 5mm 弱の結節影が認められ、担当医から病院②での検査の紹介を受けていたにもかかわらず、告知書の所定の質問において、「いいえ」と告知している。

(2)申立人の「肉眼ではどこにあるか分からないほど」との主張からすると、申立人が、告知義務に違反することの認識があったことは明らかである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 以下の事実から、申立人は、少なくとも告知書を作成した平成 22 年 4 月以前の 3 ヶ月以内の期間に、「肺の検査の異常」により検査を受けるよう勧められていたことが認められる。

(1)平成 22 年 3 月の健康診断の総合判定欄には、「胸部 X 線検査で肺の異常陰影が疑われる」「必ず呼吸器科又は内科で精密検査を受けるように」との記載がある。

(2)同月、申立人は病院①を受診し、胸部 CT 検査を受けており、検査報告書の所見欄には、右肺中葉に 5mm 強の結節が見られることの記載が、画像診断の結果欄には右肺中葉に Ca. (がん) が疑われる旨の記載がある。

(3)同月、申立人は、健康診断を行った医師から病院②への紹介状を受領しており、病院②の受診を勧められていることが認められる。

2. 以下の理由により、申立人には告知義務違反があり、保険会社の行った告知義務違反にもとづく契約解除は正当かつ有効と判断される。

(1)告知書では、「最近 3 ヶ月以内に…検査の異常 肺の検査の異常…によって、治療・検査を

受けるよう勧められたことがあるか」が問われている。

(2)上記1.記載のとおり、申立人は告知書を作成した平成22年4月時点で、この質問事項に「はい」と回答すべき義務があったが、実際には「いいえ」と回答している。

(3)なお、申立人は「異常陰影とは言われていない」「肺がんの疑いとは言われていない」と主張するが、告知すべき事項は「検査受診を勧められたか否か」であり、本件の判断に影響するものではない。

3. 以下の理由により、肺がんの診断・治療を原因とする給付金等の請求は認められない。

(1)保険会社は、告知義務違反解除が有効である場合でも、告知義務違反と給付金の請求原因の間に因果関係がない場合には給付金等の支払い義務を免れない。

(2)しかし、本件においては、胸部X線及び胸部CT検査での異常陰影が告知すべき事実であり、画像上のこれらの陰影は、通常肺がんとの因果関係が認められるので、保険会社には給付金等の支払義務はない。